**平成２５年（フ）第１４３号**
奈良県大和高田市大中南町４番53―206号　ルミエール弐番館、前住所奈良県大和高田市大東町４番13号
破産者　屋久　　稔
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第１８４号**
奈良県大和高田市甘田町11番18―２号　イースト・ヴィラⅢ201号、開始決定時の住所奈良県大和高田市田井新町４番１号
破産者　菊谷　栄子
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第２号**
奈良県大和高田市曽大根１丁目13番14号
破産者　髙砂美千代（旧姓中原）
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１６号**
奈良県北葛城郡広陵町大字弁財天18番地５
破産者　中西　計治
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２５年（フ）第１９５４号**
北海道石狩市親船東２条２丁目84番地
破産者　齋藤　憲夫
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２０５１号**
札幌市東区北36条東17丁目１番38―201号
破産者　横山　進平
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４６号**
札幌市白石区菊水１条４丁目２番17号　セントチュリー21Ｃ棟11号
破産者　太田　敏和
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２７５号**
さいたま市中央区鈴谷４丁目５番４―303号
破産者　島田　幸男
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第４１７号**
埼玉県加須市川口１丁目20番地10
破産者　掛水　　勲
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第４５２号**
埼玉県行田市富士見町２丁目20番地25　サニーブロード105、旧住所埼玉県羽生市大字上新郷5107番地３
破産者　亀山　光夫
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第２８０号**
埼玉県熊谷市籠原南２丁目192番地　ニューシティこいけ201号
破産者　柴田　明裕
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第３１８号**
埼玉県東松山市六反町６番地28
破産者　芳賀　恵子
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第３３５号**
川崎市中原区苅宿15番10―107号　ライオンズマンション元住吉
破産者　坂野　正人
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第５０９号**
川崎市幸区古川町79番地15　サンパレス稲見203、前住所川崎市高津区野川408番地30
破産者　天沼　英樹
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第８号**
川崎市多摩区三田３丁目９番地９　三田マンション102
破産者　石井武雄こと　尹　　太洙
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２６年（フ）第９号**
川崎市多摩区三田３丁目９番地９　三田マンション102
破産者　石井順子こと　鄭　千代子
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２５年（フ）第１２２号**
富山市西山王町６番12号　ＷＥＳＴ４―Ｃ
破産者　山田　政美
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第９７号**
福井市勝見３丁目14番27号　ストークマンション2104
破産者　松平　文彦
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第２１２号**
福井市照手１丁目５―４、住民票上の住所福井市照手１丁目５番７号
破産者　中川　康正
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係